

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

なお、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和6年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とします。

令和6年2月5日

支出負担行為担当官

旭川開発建設部長 岩下 幸司

1 業務概要

(1) 業務名及び業務概要

琴平～篠島間 水質外資料作成

(音威子府バイパスに関する自然モニタリング調査を行う)

(2) 業務内容

音威子府バイパス建設事業予定路線（琴平地区・篠島地区）での自然環境の保全を目的とした河川環境に関する自然モニタリング調査を行う。

(3) 履行期限 令和7年3月14日

2 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和04・05・06年度国土交通省競争参加資格（全省序統一資格）「役務の提供等」で北海道地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、競争参加資格のない者は、企画提案書提出時までに競争参加資格の決定を受けていること。

(3) 北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 技術者等に関する要件

配置予定管理技術者に対する要件は、次のとおりとする。

①管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

管理技術者は、(6)の「企画提案書を提出する者に対する要件」に示される実績を有すること。

②担当技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

担当技術者は、(6)の「企画提案書を提出する者に対する要件」に示される実績

を有すること。担当技術者が複数の場合は1名以上が実績を有していれば良い。

(6) 業務実績に関する要件

企画提案書を提出する者に対する業務実績に関する要件は、次のとおりとする。

平成25年度以降に完了した業務において、下記〔1〕～〔3〕のいずれかの実績を有すること。なお、受注実績回数は問わない。

〔1〕同種業務：河川または道路事業に関わる森林地域の自然環境調査

〔2〕類似業務：河川または道路事業に関わる自然環境調査

〔3〕研究：森林科学の研究実績

※森林地域とは、北海道土地利用基本計画に基づく土地利用区分

3 手続等

(1) 担当部局

〒078-8513 北海道旭川市宮前1条3丁目3番15号

北海道開発局 旭川開発建設部 契約課 上席契約専門官

電話 0166-32-2379

電子メール：hkd-as-open@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和6年2月5日から令和6年4月4日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から16時まで）

イ 交付場所

(1)に同じ

ウ 交付方法

交付場所において直接交付する。ただし、上記交付場所での交付を受けることが困難な場合（郵送等を希望する場合）は、上記3(1)の担当部局に連絡すること。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

令和6年2月26日12時00分 上記(1)に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）、電子メール又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（信書便にあっては送達記録のあるものに限る。）によること。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出並びにヒアリングに要する費用は、提案者側の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止の措置を行うことがある。

- (6) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 企画提案書を特定された提案者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) 本業務に係わる見積決定及び契約締結は、当該業務に係わる令和 6 年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする（本業務にかかる見積決定及び契約締結は令和 6 年 4 月 4 日とするが、当該業務にかかる令和 6 年度予算成立が 4 月 5 日以降となった場合は、予算成立日とする。また、暫定予算となった場合は、暫定予算の期間分のみ契約とする）。
- (9) その他の詳細は説明書による。